

行田市道路反射鏡設置基準

1 設置方針

道路反射鏡を設置する箇所は、不特定多数の車両が通行する市道及び私道で見通しが不足し、他の車両又は歩行者の確認が困難な場合に設置するものとする。（私道とは、建築基準法第42条第1項第3号、第5号、同条第2項に規定する私道をいう。いわゆる位置指定道路と2項道路を指す。）

2 設置場所

道路反射鏡は、次に掲げるいずれかの場所に設置する。

- (1) すれ違う余裕がない1車線道路において、対向する車両等が互いに確認できない箇所（カーブ）
- (2) 車線数が2以上である道路において、対向する車両等が互いに相手を確認できない箇所（カーブ）
- (3) 車両等の運転者又は歩行者が、優先道路の車道内に進入しなければ、優先道路を走行する車両等を確認できない箇所。なお、センターラインを要する2車線以上の道路については、基本的にシングル（右方向）の反射鏡設置とする。

3 設置条件

- (1) 行き止まりの道路及びU字型引き込み道路については、5戸以上の住宅が利用していること。
- (2) 個人の敷地や利益を伴う施設等（集合住宅、駐車場、各種施設）の出入り口には設置しない。
- (3) 道路の幅員・構造等の理由により道路上に設置できない場合は、土地所有者の承諾が得られている場合に限り、道路外に設置することができる。

4 設置方法

道路反射鏡は交差する車両、歩行者、障害物を十分かつ容易に確認しえる位置、高さ、角度を選んで設置しなければならない。

5 撤去

道路環境の変化により、道路反射鏡の設置基準に該当しないと認められたときは、当該道路反射鏡を撤去するものとする。

6 設置要望者

自治会長、交通安全協会支部長、市議会議員、市民からの要望を基に、現地調査を実施して設置判断をする。また、要望だけでなく担当職員が市内を巡回した際、危険箇所と判断した場合も安全対策として道路反射鏡を設置することができる。